

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

- 平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」  
平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」  
令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日 令和2年9月7日

### 3 措置通知の内容 別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種類（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。  
イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。  
ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(74 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(最低制限価格算定シートについて(除去土壌等管理・搬出推進事業費))</p> <p>最低制限価格算定シートの作成や廃棄については、規程等において明文化されてはいないものの、当該シートには、「取扱注意 予定価格設定者が廃棄願います」との記載があったことから、適切に対応することが必要であった。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「最低制限価格算定シート」は、予定価格を算定する際の資料として任意で作成している書面であり、算定後は廃棄することとしておりますが、同書面が綴じられたままとなっていたことから、指摘されたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該書面は、指摘後、速やかに廃棄しておりますが、今後は、適正な文書管理に努めてまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(85 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (検査調書の作成省略について(屋内遊び場管理運営費))</p> <p>本事業(委託契約)においては完了報告書をもって、実績額の確認及び確定を行っていることから検査調書を作成していない。検査調書の作成省略については、明瞭な根拠がないことから、作成の上、決裁を受ける必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>完了報告書により実績額の確認が出来ていたことから、検査調書の作成を省略していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該業務については、工事や物品制作など、完成品や成果物等の実体のある性質のものではなく、検査の実施自体がなじまないものと考えますことから、令和2年度より、当該検査の実施に係る契約書の条文について削除しました。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(86 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金等交付申請時の提出書類について(障害児保育等事業費補助金))</p> <p>当年度の補助金交付書類等を確認した結果、認定こども園の認可に関する記載がなく、交付要綱にも扱いの規定がないことから、前年度決算書を徴求していない理由が明らかではなく、その経緯を少なくとも記載しておくべきであったと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当園は、平成 30 年 4 月から新たに認定こども園としての認可を受け、平成 30 年度に初めて本補助事業を実施したものであるため、本補助事業に関する前年度の決算書が存在せず、交付申請時に徴求することは出来ないものでしたが、これらの経緯について、改めて述べる必要はないと判断し、起案書への記載は行わなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、このような事例に該当する施設からの交付申請があった場合には、前年度決算書を徴求していない経緯等を記載することとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(88 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助事業完了届の提出について(障害児保育等事業費補助金))</p> <p>補助事業完了届の綴りを確認した結果、完了届の提出及び完了届の完了日の記載を失念の事業者が各々 1 法人ずつあった。</p> <p>1 法人のみ提出がなく、他法人は入手されていることから、原則は入手するものと考えられ、今後留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助事業完了届については、対象となる各事業者からの徴求を必須とするものですが、確認漏れにより、1 法人については未提出のまま、もう 1 法人については、提出された書類における完了日が未記載となったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>未提出であった 1 法人については、補助事業完了届を改めて徴求し、完了日が未記載であった 1 法人については、完了日を追記しました。</p> <p>また、今後、確認漏れのないよう十分に注意します。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(88 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金支出計画書におけるその他の経費の確認について (民間保育所運営費補助金))</p> <p>その他の経費の金額に関しても摘要欄等に内訳明細を記載させ、内容を検討、支出計画書の金額と申請額との一致を確認した上で交付決定する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助金の交付決定にあたっての支出計画額は、補助金の交付申請額に対して、それ以上であれば問題ないため、必ずしも支出計画額と補助金の交付申請額を一致させる必要はありませんが、本補助金の支出計画書における「その他の経費」欄について、計画段階においては、それほど具体的な記載を求めていなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、支出計画書における「その他の経費」欄への記載のある交付申請があった場合には、対象となる経費の単価や数量など、より具体的な記載を求めることとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(90 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(新規申請法人の前年度実績書類について(民間保育所運営費補助金))</p> <p>申請法人の中には、新規申請法人もあるが、前年度の支出実績書等の入手がされていなかった。今後留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金は、新たに認定こども園や地域型保育事業所の認可を受けた事業者も対象となるものであり、その場合には、認可後の施設に係る決算書が存在しないため、交付申請時の徴求を行わなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>新規の認可施設であっても、学校法人が運営する認可幼稚園が認定こども園の認可を受けた場合などは、交付決定時の参考として、幼稚園時代の決算書を徴求することとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(91 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(ホームページの更新について(保育補助者雇上強化事業費補助金))</p> <p>交付要綱は、監査日時点で、令和元年 11 月 1 日現在最新となっているホームページ上の例規集・要項サイトでは更新されていない。適時に更新する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本市において定期的実施している例規集の更新にあたり、本補助金に係る平成 31 年 1 月 10 日改正の交付要綱の掲載が漏れたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本補助金交付要綱は、令和 2 年 1 月 28 日に改正を行っており、すでに改正後の要綱を掲載しています。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(91 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助対象経費の範囲について(保育補助者雇上強化事業費補助金))</p> <p>本補助事業は開始されて間もないが、市は、各施設の状況を調査した上で、補助対象経費の範囲の解釈の統一化を図り、算定及び確認において主体的に関わる必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金は、保育所等において雇用する保育士資格を有しない保育補助者について、一定の要件のもと、その人件費の一部又は全部を補助するものです。</p> <p>また、補助対象経費となる人件費については、雇用保険料等の事業主負担分も含まれることとなりますが、事業者によっては、補助対象経費に含めずに交付申請等を行う場合があり、その都度、事業者の意向は確認しているものの、金額が少額である等の理由により、事業者の判断で補助対象経費に含めないことがあるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>交付申請時における対象経費の積算について、基本的には申請者の判断に委ねられるものではありませんが、補助対象経費となる人件費の範囲について、申請書類の審査の際に、改めて指導を行います。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(92 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助事業完了届について(保育補助者雇上強化事業費補助金))</p> <p>精算の条件として、実際には、補助金等実績報告において、補助事業完了届が提出されている。したがって、交付要綱の省略規定は不備と考えられ改定する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業における事務手続きの簡略化等を目的として、本補助金交付要綱第7条において、着手届及び完了届を省略するよう規定しているところですが、交付決定通知書における交付時期を事業完了後とするため、実際には、事業者に対して完了届の提出を求めています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>交付要綱における規定と実務が乖離している状況は望ましくないものと考えられますので、今後、交付要綱の改正を行います。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(93 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(見積徴収起案書等の記載について (病児・病後児保育事業費))</p> <p>C病院については、事業運営への実質的な補助とも考えられるが、例外的な取り扱いであるのに、その経緯等が見積徴収起案書等で明確になっていないことは問題であり、今後留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>C病院については、交付要綱算定額を委託契約額とした場合に、事業継続が困難と見込まれることから、例外的に委託契約額を算定しておりますが、その経緯等について、見積徴収起案等において、明記していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和2年度の病児病後児保育事業の見積徴収起案等に、その経緯等について、明記しております。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(105 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(中央台北小児童クラブ室トイレ増設工事について (放課後児童健全育成事業費))</p> <p>ロ) 随意契約の理由について</p> <p>「経費を約 10 万円縮減することができる。」としており、当初の設計額においては言えるが、実際には、随意契約時の設計金額 (税込) は、再発注手続きを経て 4,473 千円とアップ、契約額も 4,428 千円となっており、全体として有利とはなっておらず理由には不備があった。今後十分留意する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>2 回目の入札実施にあたっては、当初の入札結果を踏まえ、設計内容の見直しを行った上で、新規の工事 (当初工事とは別工事となる) として位置付けたものでありますが、年度末までの残期間と工期を勘案した結果、現場の状況に精通し、工期短縮が可能な本児童クラブ室を整備した施工業者と、地方自治法施行令第 167 条の 1 第 1 項第 6 号により随意契約を行ったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>設計内容の見直しを行った場合にも入札の実施による発注が行えるよう、計画的な発注業務に取り組んで参ります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(108 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(事業委託実績報告書等について (ファミリー・サポート・センター事業費))</p> <p>市は、事業委託契約第 8 条により委託期間終了後、事業実績報告書及び収支決算書の提出を求めているが、不備があった。年度での実績報告書等の入手・確認は、市として事業が適切に行われたことを検証する手段の一つであり、今後厳正な対処が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>毎月の月次報告書の提出を受け、事業の実績状況を把握していたことから、事業終了後に提出すべきである事業実績報告書等の詳細の報告について、指導が徹底していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>契約書において事業実績報告書及び収支決算書の提出を定めていることから、事業実績報告書等の提出について、指導を徹底しました。</p> <p>なお、今後は、市としても、当該書類の入手、確認について厳正に対処してまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(109 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(決裁日付について(こども元気センター管理運営費))</p> <p>使用料の徴収及び収納に関する事務の委託について(伺い)及び寄附受納について(伺い)について、起案書の決裁日付が漏れており、今後留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>決裁日の記入について失念してしまったものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>決裁が下りた際は、速やかに日付を記入するようにし、記入漏れが無いよう十分注意します。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(114 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (各支援拠点の利用者数及び相談件数について (地域子育て支援拠点事業費))</p> <p>本事業の効果を測定する指標として、利用人数・相談件数は重要であるが、市は現状、各支援拠点からの報告数を単純に集計して利用実績としている。しかし、尺度の異なる数値を集計することは問題であり、支援拠点の状況を調査した上で、共通の尺度によりカウント・報告させる必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>各事業所に対する人数カウント及び集計方法の説明、また提出資料の確認が不足していたことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>各事業所における集計方法等の実態を確認し、令和 2 年度より、人数カウントや集計方法について、統一化を図りました。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(117 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(給与計算の誤りについて(公立保育所管理経費及び公立保育所事業費))</p> <p>1日は休日であったが、給与計算上は両方とも出勤扱いとしており、結果として1日分多く給与の支払いがなされているケースがあった。給与計算はいろいろな雇用形態があり、職員の出勤も変動的であることから複雑化している。職員の出勤管理も含めた給与計算のチェック体制の構築が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公立保育所における非正規職員の人件費については、保育所から提出される稼働状況報告に基づき、地区保健福祉センターにおいて支払い事務を行っているが、その際に確認が漏れたことにより発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>過支給分については、令和元年度中に返還を受けております。</p> <p>また、令和2年度から会計年度任用職員制度に変更になったことに伴い、非正規職員の勤務条件が整理されたことから、勤務条件や出勤簿等と稼働状況報告を確認したうえで、地区保健福祉センターに報告するよう保育所に対して周知を行ったところです。</p> <p>なお、稼働状況報告についても、これまで保育所において様々な様式を使用していたことから、様式の統一を図り、自動で給与額を計算できるようにするなど、保育所及び地区保健福祉センターにおいて二重で確認できるように変更を行っております。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(121 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(休日保育及び一時預かりの勤怠管理について (公立保育所往査～渚保育所往査) )</p> <p>出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせず勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。結果として給与計算上は翌月分の給与で調整されているが、シフト表や調整した内容も残っていないことがあり、実際の勤務実態が把握できず、また、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに、勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>給与支払い時期が翌月 10 日であり、支払いに係る伝票処理を期限までに行うため、やむを得ず翌月調整を行っていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 2 年度から会計年度任用職員制度に変更になったことに伴い、個々の勤務条件による勤怠管理を行っております。</p> <p>また、給与計算の体制についても、全庁的な給与管理システムの導入により、給与支払いに係る伝票処理が職員課に一本化されたところです。</p> <p>これに伴いシステムへの勤務実績入力期限が翌月初めとなったことで、実際の勤務実態に応じた給与支給が可能となったものです。</p> <p>なお、稼働状況の報告については、勤務条件や出勤簿等との確認を行うよう保育所に対して周知を行っております。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(124 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(休日保育及び一時預かりの勤怠管理について (公立保育所往査～綴保育所往査) )</p> <p>出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。調整した内容はPCの勤務表にコメントが残されていること等のため、事後的に実際の勤務状況を把握することは可能だが、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>給与支払い時期が翌月 10 日であり、支払いに係る伝票処理を期限までに行うため、やむを得ず翌月調整を行っていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 2 年度から会計年度任用職員制度に変更になったことに伴い、個々の勤務条件による勤怠管理を行っております。</p> <p>また、給与計算の体制についても、全庁的な給与管理システムの導入により、給与支払いに係る伝票処理が職員課に一本化されたところです。</p> <p>これに伴いシステムへの勤務実績入力期限が翌月初めとなったことで、実際の勤務実態に応じた給与支給が可能となったものです。</p> <p>なお、稼働状況の報告については、勤務条件や出勤簿等との確認を行うよう保育所に対して周知を行っております。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(126 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(収支状況報告書について(へき地保育所施設管理運営費))</p> <p>予算見積時には、間接経費を見ていたのに対し、収支状況報告時には、その分が織り込まれていない。したがって、市は間接経費の実際発生額も織り込んだ収支状況報告書を提出させ、全体の実際発生額を把握する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者から提出される収支状況報告書においては、これまで、間接経費の欄を設けていなかったため、間接経費に該当する費用の発生額を詳細に把握できていなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、収支状況報告書に間接経費の欄を設け、間接経費に該当する費用の発生額を詳細に把握するとともに、当該施設の管理運営に係る費用の全体像の把握に努めることとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(127 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(要綱で規定される提出書類の未徴求について (私立幼稚園運営費補助金))</p> <p>監査対象とした 3 園のうち 1 園について、要綱において実績報告書の添付書類とされている計算書類が徴求されていなかった。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。</p> <p>なお、計算書類については、私立学校振興助成法において公認会計士等の監査が求められていることから、提出書類の適正性の点から監査報告書が添付されたものの提出を受ける必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>定期的に事業遂行状況報告書の提出を受け、その都度事業の進捗状況を把握していたことから、事業終了後に提出される、事業報告書の添付書類について、確認を失念していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>要綱に定められた提出書類の確認を徹底するとともに、公認会計士の監査後に速やかに計算書類を提出するよう各法人に対して指導しました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(128 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(要綱で規定される提出書類の未徴求について (私立学校運営費補助金))</p> <p>本件補助金はいわき市私立学校運営費補助金交付要綱 (以下「要綱」) に基づき交付されている。しかし、要綱において規定されている提出書類のうち一部の書類が徴求されていない。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>徴収されていなかった書類のうち、要綱第 8 条に規定している状況報告書は同要綱に定める第 4 号様式により報告することとなっているが、当該様式は幼稚園に関する事業において提出を求める内容となっております。</p> <p>一方、私立学校においては補助対象者が、補助する年度の 5 月 1 日現在の生徒数に対し補助単価を乗じた額の総額を交付する内容の補助金であり、状況報告により変更が生じるものではないことから、これまでも必要書類の徴求を行ってこなかったものです。</p> <p>また、実績報告書に添付する書類である事業内容書 (第 2 号様式) 及び学校運営状況調書 (第 6 号様式) については、同じく年度の 5 月 1 日現在の内容を報告するものとなっており、交付申請時の添付書類として徴求しているところだが、実績報告時に内容が変更となるものではないことから、徴収を行ってこなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現在の要綱の規定では、徴求すべき書類となっているものの、実際の事務処理において不要な書類があることから、業務実態を踏まえ、要綱の見直しを行います。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(139 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童手当返納金の債権管理について (児童手当))</p> <p>管理台帳は、氏名・調定日・調定額・収入日・収入額・収入未済額の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>既存の児童手当返納金の管理台帳は返納金の情報管理のために作成しており、債権管理や督促等を管理・記録する目的をもって作成していなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」の債権管理台帳を参考に、返納金の情報及び債権管理情報や交渉経過までを記録する、新たな児童手当返納金の債権管理用台帳を作成しました。</p> <p>今後はこの台帳を運用し、適切な債権管理に努めてまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(140 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童手当返納金の債権徴収に向けた取組について (児童手当))</p> <p>いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている (市財務規則第 57 条) が、児童手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」に沿って督促や催告を行っていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」を参考に債権管理台帳を作成し、債権の状況について整理するとともに、債務者に対しては督促状を送付し、債権徴収に取り組みました。</p> <p>今後については、督促状の送付に加えて、電話による催告等も併せて実施し、債権の回収に努めます。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(140 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童手当返納金の不納欠損処理について(児童手当))</p> <p>担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 754,000 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」に沿って適切に不納欠損処理を行っていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」を参考に債権管理台帳を作成し、債権の状況について整理しました。</p> <p>今後については、債権発生時に速やかに台帳へ入力し、対応経過等を記録することとします。</p> <p>また、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損処理をすることとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(141 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童扶養手当返納金の債権管理について(児童扶養手当))</p> <p>管理台帳は、氏名・調定日・調定額・債務の発生日・理由・最終納入日又は承認日の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>既存の児童扶養手当返納金の管理台帳は返納金の情報管理のために作成しており、債権管理や督促等を管理・記録する目的をもって作成していなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」の債権管理台帳を参考に、返納金の情報及び債権管理情報や交渉経過までを記録する、新たな児童扶養手当返納金の債権管理用台帳を作成しました。</p> <p>今後はこの台帳を運用し、適切な債権管理に努めてまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(142 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童扶養手当返納金の債権徴収に向けた取組について (児童扶養手当))</p> <p>いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている(市財務規則第 57 条)が、児童扶養手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」に沿って督促や催告を行っていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」を参考に、債権管理台帳を作成し、債権の状況について整理するとともに、債務者に対しては督促状を送付し、債権徴収に取り組みました。</p> <p>今後については、督促状の送付に加えて、電話による催告等も併せて実施し、債権の回収に努めます。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(143 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童扶養手当返納金の不能欠損処理について (児童扶養手当))</p> <p>担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 6,052,470 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」に沿って適切に不能欠損処理を行っていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「市債権管理標準マニュアル」を参考に、債権管理台帳を作成し、債権の状況について整理しました。</p> <p>今後については、債権発生時に速やかに台帳へ入力し、対応経過等を記録することとします。</p> <p>また、時効が完成しているものについては、速やかに不能欠損処理をすることとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(144 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(支給の起案書について(父子母子奨学資金))</p> <p>2 件について支出負担行為兼支出命令書は確認できたものの、起案書が見当たらなかった。起案書はその添付書類と一緒にファイリングされて保管されている。原因としては、起案書を管理している担当者が年度の切り替えで変更になり、起案書の管理が疎かになったと考えられる。起案書等の文書管理の徹底が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>起案書を管理している担当者が年度の切り替えで変更になり、ファイリングを失念してしまったものと考えられます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、年度切り替え時の担当者変更の際には、十分に業務内容や文書の引継ぎを行い、起案者等の文書管理を徹底するなど適正な事務執行に努めてまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(145 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(助成承認決定起案書と元資料の照合について (不妊治療費助成事業費))</p> <p>起案書に上司の押印承認がなされているが、起案書と元資料の数値が不一致のまま承認されているのは問題であり、上司は、起案書と元資料の修正を確認したうえで承認する必要があった。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>起案書の修正について、決裁時に口頭のみでの修正指示にて済ませてしまったことにより発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>起案書の金額の誤りについて、修正しました。</p> <p>修正箇所があった場合には、修正したことを確認した上で承認し、各決裁者にて書類のチェックを強化し再発防止を図るとともに適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(61 頁)</p> <p>いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況について</p> <p>(子ども家庭総合支援拠点の設置について)</p> <p>市及び県の浜児童相談所を合わせた児童虐待等件数は平成 30 年度で 367 件と 3 年前より 2.71 倍と、要保護が必要な児童が急増しており早急な設置が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>児童虐待相談対応件数が年々増加している中、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて取り組んでまいりましたが、庁内の合意形成に時間を要したことなどによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 2 年 4 月にいわき市子ども家庭総合支援拠点を設置しました。</p> <p>今後は、専門的知見に基づく相談支援の充実と、包括的な支援体制の強化を図りながら、児童虐待等の一層の防止・対策に努めてまいりたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(61 頁)	<p>いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況について (監査調書の記載について (指導監査について))</p> <p>記載がないと指摘事項等との拾い漏れ、また、外部第三者から見た場合、網羅的に監査が実施されたか否か判断がし難く、監査調書に必要な事項の記載を行う必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>対象施設に対する監査結果は、担当者間で共有されていたため、調書の整理に対する認識が十分ではなかったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>指導監査は、書類監査に加え、施設内の現況について聴き取りを実施しています。</p> <p>その際、聴き取りの内容等について、調書とは別に各個人のファイルに整理している場合があります、それらが適切に調書に記載されておりませんでした。</p> <p>今後は、監査調書に必要な事項の記載を行い、適切な監査の実施記録の整理に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(61 頁)</p> <p>いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況について</p> <p>(主な指摘事項をまとめた集約表の作成について (指導監査について))</p> <p>集約表があれば、調整会議での各人の共通理解、また、児童福祉施設等は介護サービス事業者等と異なり、集団指導等の実施がない現状の中、施設へ集約表を周知することで注意喚起にもなり有用と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>主な指摘事項の周知については、介護サービス事業者等に対し、別途実施していたことから、調整会議における報告を指摘区分および件数としていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度指導監査連絡調整会議においても、構成員より指摘事項の多い内容について報告するよう意見が出されました。</p> <p>このため、令和2年度の会議においては、「文書指摘」「口頭指摘」「助言」の区分ごとに、主な指摘内容を集約し報告を行っています。</p> <p>また、介護サービス事業者等への集団指導においても、前年指摘が多かった内容を中心に注意喚起を行っています。</p> <p>児童福祉施設に対する指導監査は、毎年実施しているため、連続して同様の指摘を行うことは少ないものの、主な指摘事項を集約し、講評の際に情報共有を図る等の周知を検討してまいりたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(61 頁)</p> <p>いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況について</p> <p>(保育園の業務の質の外部評価について(指導監査について))</p> <p>指摘状況表の中で、「業務の質の評価について(外部評価)」が、2年連続助言となっている法人が多く散見される。市は、外部評価を実施した法人の参考例等をもとに、実施の働きかけを強化する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>努力目標であることから、実施への働きかけの認識が十分ではなかったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>外部評価については、実施した保育所の事例をもとに、制度の内容等について理解が得られるよう周知に努めてまいりたい。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(72 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(宮保育所ブロック塀改修工事 (3,240 千円) について (公立保育所施設管理費))</p> <p>検査の履歴を示す写真撮りは 3 月 14 日の後付けとなっており、本来であれば検査合格時点で行うべきであったと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>竣工検査の前段で行った確認の際に指摘した是正箇所の是正が完了したことを確認する写真について、本来は撮影日を記載すべきところ、報告書の提出日が記載されていたことから、日付に齟齬があるとの指摘を受けたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>写真に撮影日を記載しました。</p> <p>今後は、提出された書類の確認を適切に行うなど、再発防止に留意してまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(73 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(事業者による入札手続の実施状況の確認について(民間児童福祉施設建設補助金及び認定こども園整備事業費補助金))</p> <p>本件建築工事に対する補助金のように補助金額が多額になる場合、金額的な基準を設け、基準を超える補助事業者については、入札手続の実施状況を確認することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助事業の入札の実施状況を確認する書類がないため、確認対象に補助額による基準を設けるなど、入札手続等の確認が必要との考えによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>入札手続については、市に準じた方法を採用するよう事業者に指示しており、随時確認は行っておりますが、今後は、入札手続の実施状況等が確認できる書面の提出を求めることとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(84 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(必要書類の保管方法について (屋内遊び場管理運営費))</p> <p>委託業務完了報告書、利用状況報告書、実績報告書については、各事業所より年度末に提出されるということから別保管となっていた。決裁関係の必要書類については、一体として管理する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>委託業務完了報告書、利用状況報告書、実績報告書については、各事業所より年度末に提出されるものであることから、別簿冊で管理していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度より一体管理しております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(84 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(随意契約の具体的な理由の記載について(屋内遊び場管理運営費))</p> <p>随意契約の理由については、いずれの地区でも同様の理由の記載が必要であるが、平成 30 年度の北部地区では、東京電力福島第一原子力発電所事故による要因が記載されておらず記載が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>理由の修正時等に、誤って削除したものと考えられます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度の契約時より、北部地区についても、福島第一原子力発電所の事故について言及しているところです。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(85 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(収支決算書の内訳の確認について(屋内遊び場管理運営費))</p> <p>多少の増減は止むを得ないものの、大幅に変動している支出については、変動した理由、支出の内容について吟味し、趣旨に合致しているか否かを確認することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>実績報告書の確認時において、支出内訳の各項目の確認が不足していたことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>翌年度事業の設計積算時の参考とするため、収支決算書の内訳について精査し、大幅に変動している支出については、変動理由等の確認を実施することとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(86 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」の記載について (障害児保育等事業費補助金))</p> <p>現状の運用も否定されるものではないが、それならば交付規則第 4 条第 2 項を受け、交付要綱に、交付規則第 4 条第 1 項第 3 号の前年度決算書の入手の省略とその場合の扱いの記載が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 30 年 4 月から新たに認定こども園としての認可を受け、平成 30 年度に初めて本補助事業を実施した施設について、本補助事業に関する前年度の決算書が存在しないため、交付申請時に当該資料を徴求しなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、このような事例に該当する施設からの交付申請があった場合には、前年度決算書を徴求していない経緯を起案書等に記載することとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(87 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金等交付申請書の所見記載について(障害児保育等事業費補助金))</p> <p>申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いの統一が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助金の交付決定にあたっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で各申請内容を審査し、適正であったことの確認を行っているため、申請書の所見欄に記載していない事例が発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>申請書の所見欄については、他の補助事業等と統一を図り、日付や担当者名等を記載することとしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(87 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(収支決算書について(障害児保育等事業費補助金))</p> <p>資金収支計算書の提出をもって実績報告とすることを否定するものではないが、内容の確認をさらに十分に行う必要があると考える。また、収支予算書がある現状から、原則として収支決算書の提出も求める必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金の実績報告書への添付書類として、1 法人から提出された決算に関する書類が、通常想定している収支決算書の様式ではなく、法人の資金収支計算書であったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該資金収支計算書によっても、本補助事業に要した費用の確認は可能でありましたが、原則的には、他の法人と同様の様式によることが望ましいと考えられますので、今後は、統一した様式の提出を求めることとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(87 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助対象経費の集計について(障害児保育等事業費補助金))</p> <p>市は、「本俸のみで補助基準額を上回っている場合、それ以外の人件費を対象経費として記載する必要はない」との文言を改め、全ての対象経費を集計、記載させる指導が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金は、保育所等において障害児を受け入れる場合の加配保育士に係る人件費の一部又は全部を補助するものですが、法人によっては、交付申請時の補助対象経費として、当該加配保育士に係る本俸のみを計上する事例があったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>交付申請時における対象経費の積算について、基本的には申請者の判断に委ねられるものではありませんが、本補助事業における補助基準額の適切性等を評価するためには、事業の全体像を把握することが必要となりますので、今後は、すべての対象経費を計上するように指導します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(89 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(調理員加算額の予算計上について(民間保育所運営費補助金))</p> <p>前年度以前から申請していない保育所等については、状況を確認した上で、できるだけ予算に含めないことが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金における調理員加算額は、当該保育所等で雇用する調理員の数に応じて補助基準額が変動するものです。</p> <p>このため、平成 30 年度当初予算については、その後、各施設が新たに調理員を雇用する可能性を考慮し、調理員加算額の実績がない施設についても、調理員加算額が発生するものとして積算したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>各施設における将来的な調理員の雇用状況を正確に把握することは困難ではありますが、今後は、これまで以上に各施設の意向を入念に聴取するなど、出来るだけ正確な予算編成に努めます。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(89 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(「いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱」の記載について (民間保育所運営費補助金))</p> <p>現在の交付要綱では、交付規則の省略規定の記載がないので、交付規則で規定されている書類が必要か否かの判断ができない。交付規則と交付要綱の記載の関係を再度整理し、省略可能のものであれば、その旨を交付要綱に記載する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本補助金交付要綱においては、補助金の交付申請の際に、「補助金支出計画書」の提出を求めている一方、補助金等交付規則においては、交付申請の際に「事業計画書」の提出を求めているほか、その省略についても規定されています。</p> <p>これらの規定を踏まえ、補助金等交付規則における事業計画書は、本補助金交付要綱における補助金支出計画書に相当するものであるため、交付申請時には補助金支出計画書のみの提出を求めています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>補助金等交付規則の事業計画書に相当する補助金支出計画書の提出を求めている現在の運用に合わせて、本補助金交付要綱に、補助金等交付規則における事業計画書の省略規定を設けることとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(90 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助事業等実績報告書の確認資料について (民間保育所運営費補助金))</p> <p>金額的、内容的に重要と考えられる支出に関しては、できるだけ原本により確認をする必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>実績報告額の確認のために提出を求めている領収書等について、原本は各施設が所有すべきものであるため、一般的な運用と考えられる写しの提出を求めています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>他の経費に比べて著しく高額なものなどについては、今後、必要に応じ、現地で領収書の原本を確認するなどの方法により、審査を行うようにします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(90 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金支出実績書の内訳の確認について(民間保育所運営費補助金))</p> <p>特に経費精算額が、計画に比して増加している場合は、経費支出額が、補助対象経費に該当するか否かという点で、さらに慎重に支出内訳額を確認する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>経費精算額が、計画に比して増加している場合においても、領収書等により経費精算額の確認を行い、当該費用が補助対象経費に該当するか否かについて確認をしています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>計画に比して増加している経費精算額については、必要に応じ、事業者へのヒアリングや現地で領収書の原本を確認するなどの方法により、審査を行うようにします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(91 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金等交付申請書の所見記載について(保育補助雇上強化事業費補助金))</p> <p>申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助金の交付決定にあたっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で各申請内容を審査し、適正であったことの確認を行っているため、申請書の所見欄に記載していない事例が発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>申請書の所見欄については、他の補助事業等と統一を図り、日付や担当者名等を記載することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(94 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(随意契約の理由記載について (病児・病後児保育事業費))</p> <p>施設の特異性は記載されていない。施設の特異性は、他の医療機関では実施することができないことから、理由として記載することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>契約締結に当たり、随意契約の理由のなかに、事業が実施できる専用の保育室を有している事業者が、市内には 3 者 (令和元年度からは 4 者) しかいない旨を記載していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 2 年度の病児病後児保育事業の契約締結にあたっては、施設の特異性から他の医療機関では実施することができない旨を、随意契約の理由のなかに、明記しております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(95 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助事業等計画変更申請について (病児・病後児保育施設整備事業費補助金))</p> <p>入札による減額により契約締結となり、市にその報告があった時点で補助事業等変更申請を行うことも可能であったものとする。今後、留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 30 年 10 月 9 日に補助金等決定通知において、交付金額 27,858,000 円を決定しておりますが、医療機関と工事請負業者との契約時 (平成 30 年 11 月 15 日) において、事業費が当初申請時より減額となったものです。</p> <p>しかしながら、工事が完了するまでの間に事業費が増減する可能性が考えられたことから、契約時に補助事業等計画変更承認を行わず、事業費が確定した平成 31 年 2 月 25 日付で補助事業等計画変更承認を行ったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同様の事案が発生した場合には、事業費の変動の可能性を踏まえながら、適切な時期に補助事業等計画変更承認を行うよう努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(99 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(教育・保育認定の申請書について (私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費))</p> <p>地区センターの受付印が押印されていない書類が散見された。</p> <p>受付印には押印時の日付もあり、受付日を確認できる機能もあるため漏れなく押印することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特定教育・保育施設等のうち、保育所、認定こども園、地域型保育事業所の利用に必要となる「子どものための教育・保育給付認定」の申請については、各地区保健福祉センターにおいて受付け等の処理を行っていますが、申請を受け付けた際の受領印について、何件かの押印漏れがあったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今回、押印漏れのあった申請書については、すでに受領印を押印し、今後についても、申請書への押印漏れが無いよう注意喚起を行います。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(99 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(補助金等交付申請書の所見記載について(延長保育・一時預かり事業費補助金))</p> <p>申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助金の交付決定にあたっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で各申請内容を審査し、適正であったことの確認を行っているため、申請書の所見欄に記載していない事例が発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>申請書の所見欄については、他の補助事業等と統一を図り、日付や担当者名等を記載することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(102 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(仕様書の記載について(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>保護者の就労証明書等の書類に関しても、仕様書に明記した上でその備えの徹底を意識させる必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>就労証明書等の提出による利用事由の確認については、令和元年度分の利用申込時より開始したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和3年度の契約時より、保護者の就労証明書等の書類の取得及び保管について、仕様書内に明記することとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(104 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>こども支援課</p> <p>(委託先のモニタリングについて(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>児童の健全育成を図るという観点から、委託契約とは言えより踏み込んだモニタリングが必要と考える。具体的には、クラブ数が多い状況なので、毎年審査するクラブを決め、ローテーションにより現地での視察・面談、収支状況を含めた重要な運営状況数値の現地確認等を取り入れ、クラブに対する牽制機能を高めることが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>年度末に各児童クラブから提出される事業実績報告書及び収支決算書等により確認を行っております。</p> <p>また、職場内の勤務状況及び業務実態などから、現地調査の実施が困難であったことから、年に一度、全ての児童クラブを対象として、運営主体責任者等との面談を実施しているものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>年度ごとに調査するクラブを決め、ローテーションにより現地での施設及び書類確認等を実施することとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(105 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(中央台北小児童クラブ室トイレ増設工事について (放課後児童健全育成事業費))</p> <p>イ) 入札実施の早期化について</p> <p>より早期に入札を行えば、指名替え可という条件により、当初の入札も実施でき、一定の競争性の確保により契約を締結できた可能性もあったと考えられる。今後留意する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>工事等の発注業務については、当該年度に予定する各工事の規模や優先順位、更には年間業務量の平準化等に留意しながら発注計画を立てたうえ、入札不調にも対応できるよう業務執行に努めているところです。</p> <p>しかしながら、本工事は年度後半の発注を予定していたものの、入札不調を見込んだ起工日程よりも遅延してしまったため、必要工期の確保及び年度内の竣工を見据えて、指名替え不可としたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>入札不調への対応も充分考慮しながら、計画的な発注業務に取り組んでまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(108 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(市への月次活動報告について (ファミリー・サポート・センター事業費))</p> <p>市は、委託者より毎月活動状況の報告を書面にて受けているが、その中には、トラブル、事故・ヒヤリハットの報告、マッチングに至らないケース等の異例事項については記載がない。月次で書面による報告があれば記録として残り、市も、本事業の全体の把握や他の子ども・子育て支援事業に役立てることができると考えられ、書面による異例事項の報告の検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>毎月の月次報告書は、ファミリー・サポート・センター事業における実績となる会員数や活動件数及び活動内容について報告を受けており、トラブルやヒヤリハットなどについて事業者として懸念事項がある場合などは、特段本市として内部で共有すべき大きな案件等以外は、直接電話で内容を話すなどにより情報共有を図っていたため、特段書面での報告等を求めていなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>より良い事業運営を図っていくため、事業におけるトラブルや、利用者の声、また新たなニーズの把握に努めることは必要であると考えることから、今後は、月次報告書の一環として、書面により提出することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(108 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(病児・緊急対応強化事業の委託先のモニタリングについて (ファミリー・サポート・センター事業費))</p> <p>委託先は管理面で弱い面も見られ、今後も適時に現場の状況や支出内容のモニタリングを継続していく必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>これまでも、現場の状況や支出状況についてモニタリングを行ってきたところであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後も引き続き、適宜、現場の状況や支出状況についてモニタリングを行い、安定した事業運営に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(110 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(こども元気センターにおける情報把握について (こども元気センター管理運営費))</p> <p>新規来館者について、知りえた情報源や参加理由、参加した地区別の乳幼児数や年齢等のアンケートによる把握は現状行われていない。投書箱等の設置により情報を把握し事業運営に役立てる必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>施設において実施している事業利用者等にはアンケートを実施するなどし、より良い事業運営に努めてきたところだが、新規来館者に対してのアンケートによる情報把握は行っていなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 2 年 1 月から施設内に意見箱を常設し、新規来館者も含め、施設利用者の満足度や意見等について投書できるようにしているところです。</p> <p>今後は、アンケートの結果を踏まえ、より良い事業運営に役立ててまいります。</p>	

様式 1

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(114 頁) こどもみらい部における事務の執行状況について (各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について(地域子育て支援拠点事業費)) イ) 年度実績報告書における利用実績の利用組数の記載について 支援拠点でまちまちであり統一を図る必要がある。また、相談件数欄はないが記載欄を設け記載させる必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 各事業所に対する記載方法の説明、及び提出資料の確認が不足していたことによるものです。  〔措置した内容及び再発防止策〕 実績報告書の様式を修正し、様式内に記載方法の説明文を追加しました。併せて、相談件数記載欄を追加しました。		

様式 1

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(114 頁) こどもみらい部における事務の執行状況について (各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について(地域子育て支援拠点事業費)) ロ)月次における利用件数等報告書の報告内容の統一について 支援拠点でまちまちであり統一を図る必要があると考える。		〔当該事項が発生した原因〕 報告書様式については、市が統一した様式を定めておりますが、具体的な相談内容の記載方法をルール化していなかったことによるものです。  〔措置した内容及び再発防止策〕 利用件数等報告書内の相談内容等記載欄について、いくつかの記載例を示すことにより、記載内容の統一化を図ってまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(115 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(こども元気センターにおける子育て支援日誌記載の網羅性について(地域子育て支援拠点事業費))</p> <p>ほぼ毎日5件の記載のみがなされている。実際は、それより多い日もあるとのことであり、実情を把握するために網羅的に記載する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>受託事業者において、当該施設職員が、来館者へ声掛けを行う目標件数を1日あたり5件と設定していたため、その件数までを、子育て支援日誌に記載していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>相談件数については、網羅的に把握する必要があることから、子育て支援日誌の記載は実情に合わせた記載とすることとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(118頁)                      こどもみらい部における事務の執行状況について                      (保育所利用者負担金の債権徴収に向けた取組について (保育所利用者負担金 (歳入) ))                      回収業務の対応にも職員により差があり、また担当が交代した際の引継ぎも十分ではなかったケースがあった。児童手当からの特別徴収や財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足していることもあり、十分な回収ができていない。回収率を高めるために、債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]                      債権回収に係るマニュアルが整備されていなかったことや担当職員の異動による引継ぎが十分にされてないケースもあり、専門的な知識不足等から回収を担当する職員で対応に差が出ていました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]                      保育所利用者負担金の適正かつ統一的な債権管理を図るため、平成 30 年度において保育所利用者負担金債権管理マニュアルを策定したところであります。                      今後において、当該マニュアルについて周知徹底を図り、より適切な債権徴収体制の整備に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(127 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(2 保育所の今後のあり方について(へき地保育所施設管理運営費))</p> <p>市としては、市内の乳幼児に均等な保育の機会を与える役割があり、当該事業を実施しているものの、結果的に、1 人当たり支出額で比較した場合、現状 2 保育所の方が 2 倍強多くなっている。したがって、今後 2 施設に関しては、同地域の今後の保育需要、地域住民の意向等も踏まえながら、近隣の保育所への統合、あるいは地域型保育の枠組みの活用等も視野に入れた検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>へき地保育所は、へき地における幼児へ必要な保護を行うため、いわき市へき地保育所条例第 1 条の規定に基づき、市内の桶売及び永井地区に設置しているものですが、近年の利用児童数は低調に推移しているため、児童 1 人当たりの保育に要する費用を算出した場合、その他の認可施設と比較して割高となっているものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>へき地保育所については、各地域の今後の保育需要や周辺の認可施設における利用状況のほか、地域住民の意向等も踏まえながら、そのあり方について検討を進めます。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(128 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(実績報告書の記載について(私立幼稚園運営費補助金))</p> <p>日付や担当者名の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。また、実績報告書の添付書類において、各書類間で数値の不整合があるなど記載に誤りがあると考えられるものもあった。今回の場合、記載内容の誤りが交付金額に影響するものではないが、今後留意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>実績報告書の記載方法については、前年度の記載方法を踏襲し、記載していなかったものです。</p> <p>また、各書類間での数値の不整合については、実績報告書に記載されている数値のみを確認しており、他の提出書類の数値を詳細に確認していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>実績報告書等の所見欄については、他の補助事業等と統一を図り、日付や担当者名等を記載することとしました。</p> <p>また、各施設から提出される書類の数値については、本市が作成している「記載例」を参考に、各書類間で数値が一致することを確認するよう各法人に対して改めて指導しました。</p> <p>なお、提出された書類は詳細に確認するとともに不備があるものは、再提出を求めることとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(145 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(プレママ・プレパパクラス等の開催について (母子保健指導事業費))</p> <p>市内産婦人科の動向等もあるが、プレママ・プレパパクラス等の潜在的需要はあると考えられ、プレママ・プレパパクラスの土曜日開催やマタニティサロンの週末開催の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>より多くの妊産婦が参加できるような事業設計を望まれてのご意見と受け止めております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>プレママ・プレパパクラスは、現在すべて日曜日の開催としており、夫婦での参加率も高いことから継続開催とし、同時に母子健康手帳交付時などに夫婦で参加しやすい曜日などの意向等を調査してまいります。</p> <p>また、マタニティサロンについては、令和 2 年度新たに 1 会場増やすとともに 5 会場中 2 会場で土曜日開催としました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(147 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(健康診査会場での情報把握について(乳幼児健康診査事業費))</p> <p>乳幼児の保護者からの情報の吸い上げは幅広く行われた方が良く、健康診査会場での投書箱等の設置の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>市民からの情報収集は、施策立案や業務改善等に重要であり、様々な場面を通じ幅広く行うものであるため、多くの乳幼児の保護者と接することができる乳幼児健康診査の場を有効に活用したほうが良いとの考えによるものと受け止めております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>各種保健事業を通して、保護者からの意見等の吸い上げは行ってきましたが、さらに 95% 以上の受診率を保持する健診の場を活用し、広く意見等を聴取し事業に役立てるため、市内 3 か所の健診会場に投書箱を設置することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(149 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(母子保健コンシェルジュ間の意見交換の場の開催について(母子保健コンシェルジュサービス事業費))</p> <p>定期的な母子コンシェルジュ間の意見交換の場の開催は行われていない。母子コンシェルジュ同士の横の連携を図り、業務の共通理解・課題等の認識を深めるため、定期的な開催が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>母子保健コンシェルジュが配置され 3 年が経過しており、業務の更なる向上と充実を図るためのご意見と受け止めております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今までは、保健師等と合同で会議・研修等を開催してまいりましたが、令和 2 年度からは、意見交換や課題の共通認識、業務の評価や資質の向上等を目的に「母子保健コンシェルジュ連絡会」の開催を予定しており、今後定期的に行っていく予定としております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(149 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(専用パソコンの設置について(母子保健コンシェルジュサービス事業費))</p> <p>入力業務も多い中、現在、専用パソコンがなく他の保健師やケースワーカーと共同使用のため、こま切れ時間を利用して行う等効率が悪くなっている。令和 2 年度には共同使用するパソコンが各地区センターに増設される予定であるが、専用パソコンの設置の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>母子保健コンシェルジュの業務の効率化を図るためのご意見と受け止めております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>母子保健コンシェルジュは、7 か所の地区保健福祉センターに 8 名配置されていますが、令和元年度途中から 2 年度にかけて新たに 3 地区保健福祉センターへパソコンの増設がなされ、母子保健コンシェルジュ専用で使用できるようになりました。</p> <p>効率化を図るため、全地区に早急に設置できるよう継続して要求していく予定であります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(150 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権徴収に向けた取組について (貸付金 (母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 (特別会計))))</p> <p>滞納件数が多く人員が不足している現状がある。また、財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足しているため、十分な回収ができていない。債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>滞納件数が多く人員が不足している現状や、財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足しているため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>市債権管理標準マニュアルを活用するとともに、財政部主催の「債権の管理及び回収に係る専門研修会」にも積極的に参加し、担当者の専門的知識の向上を図ってまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(151 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納整理について (貸付金 (母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 (特別会計))))</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金額が全体として増加傾向にあるが、複数貸付の名寄せ管理等ができていない状況であり、データ整備を行った上で、滞納金額を分類・整理、滞納者ごとの実情を把握し、効率的・効果的な回収を図る必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金額が全体として増加傾向にあるが、複数貸付の名寄せ管理等ができていない状況であるため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度からは母子父子寡婦福祉資金貸付システムを導入し、データ管理の効率化を図ったところであり、滞納者ごとの滞納金額を適切に把握し、母子・父子・自立支援員及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員を活用しながら、滞納整理に努めてまいりたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(60 頁)</p> <p>いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況について (いわきネウボラの各地域への展開について)</p> <p>今後は、さらに地域ごとに市の担当者、子ども・子育て支援団体他多様な関係者を交えた横の連携を強化し、その中で地域における各種支援事業の過不足の調整、課題等の抽出や対応策の立案・実行が行える体制を整え、子ども・子育て支援事業全体の充実を目指すことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわきネウボラのさらなる深化として進めている地域との連携、地域で支える子育て支援の仕組みの構築に向けた各種取組みが評価されたため、さらなる充実を期待され、いただいた御意見であると受け止めております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>地域で支える子育て支援の仕組みづくりに向けては、令和2年3月に策定した「第二次市子ども・子育て支援事業計画」において、基本目標として「子育てを地域全体で支えるために」を、基本施策として「共創による子育て支援」を、それぞれ位置づけたところであり、今後とも施策の充実に向けた各種取組みを進めてまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(70 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(事業の廃止に関する起案書について(新婚生活若者支援事業費(結婚新生活サポート事業費)))</p> <p>本事業は、平成 30 年度で終了となったが、起案書での廃止の理由として、「ア婚姻率の上昇等の、明確な効果が表れていないことや、イ事業の制度設計に課題があり費用対効果が薄いこと」が挙げられていた。一方、利用実績は増加しており、本事業に関するアンケート(補助申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」は目標 70%に対し実績 90.9%となっており、これらの点も考慮した上、なお廃止せざるを得ないような理由の記載が必要であったものと考えます。また、今後、同様な国からの助成事業がある場合には、明確な指標値、事業効果等を十分検討した上で事業に取組む必要があると考えます。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 28 年度より開始した新婚生活若者支援事業について、平成 30 年度に市長の決裁を経て廃止しておりますが、廃止の理由が不十分であるとの考えによるものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本事業は、事業の費用対効果も含め、様々な観点から検討した結果、正式な事務手続きを経て、市として廃止することを決定したものであり、今後とも適切な事務執行に努めてまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(71 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(滝尻保育所改修工事 (3,445 千円) について (公立保育所施設管理費))</p> <p>指名競争入札であるが、当初の予算に組み込まれていた工事なので、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施することも可能であったものとする。今後留意が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>1 回目の入札で応札者が 1 者となった場合、本来であれば、指名替えを行い、再度、入札に付すこととなります。</p> <p>本件は、必要工期を確保した上で、年度内に竣工するためには、再度の入札を行う暇がないとの判断から、時限措置を活用し、1 者での入札を成立させたものです。</p> <p>指摘は、再度入札しても年度内竣工は可能ではないか、年度の早期に発注すべきではないかとの考えによる指摘です。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>入札事務にあたっては、工事の優先順位を考慮した発注計画を立て、計画的に事務を執行しているところであり、本件も制度に基づく適切な対応であると考えております。</p> <p>このため、引き続き、早期発注に向け計画的に対応してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(72 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (一般競争入札について(公立保育所整備事業費))</p> <p>より競争性を確保した入札手続を実施するために、地域要件の緩和や入札応募期間の延長等の検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>一般競争入札の応募者が1者であったことから、より競争性を担保するために、地域要件の緩和等を検討する必要があるのではないかと の考えによるものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>結果として参加者が1者となったものであり、市で定めた発注標準に基づき入札を実施していることから、今後も適切に対応してまいります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(75 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (増額変更契約について(除去土壌等管理・搬出推進事業費))</p> <p>渡辺保育所の設計変更兼変更契約締結伺は、少なくとも夏井保育所が変更した平成 30 年 12 月 12 日の時点で伺いを提出できていた可能性もあり、今後は先行している事業の事実関係を把握し適時に変更する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>除染廃棄物搬出業務委託の設計においては、埋設されている除染廃棄物の量等を的確に把握することが困難であるため、実績に応じて、最終的に精算する形の変更契約を実施しています。</p> <p>指摘は、契約期間の異なる 2 件の業務委託について、変更契約を同時に行うことで、事務の効率化が図られたのではないかとの考えによるものと思われます。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>変更契約を締結する際には、一定程度、業務が進捗していることが前提となります。</p> <p>指摘された 2 件の業務契約は、それぞれの進捗状況に合わせて、変更契約の締結が可能となった時点で変更を行ったものです。</p> <p>なお、事務の執行に当たっては、今後とも、効率化に努めながら、適切に対応して参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こどもみらい課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(75 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(契約形態移行時の対応について(除去土壌等管理・搬出推進事業費))</p> <p>本契約は 8 号の随意契約であるが、役務的業務委託契約であり、この場合、随意契約確認表の添付や公表の義務付けは不要とのことで、経緯等示す文書は残されていなかった。今後は何らかの文書で明瞭にその経緯を明らかにしておくことが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>入札から随意契約への移行にあたっては、「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に基づき適切に対応しております。</p> <p>指摘は、随意契約に移行する経緯等を示す文書を作成すべきではないかとの考えによるものと思われます。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当該事務は、財務規則や当該指針に基づき、適正に対応しております。</p> <p>また、随意契約に移行することについては、入札結果報告等で確認が十分にできることから、これまでどおり、規定に基づき、適切に事務を執行してまいります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(92 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (利用率の向上について(保育補助者雇上強化事業費補助金))</p> <p>本事業は、保育士の業務負担の軽減を図り、その職場環境を良くし、ひいては保育士の離職を防止するという重要な事業と考えられる。したがって、市より施設に対して事業の理解を深めるよう努力し、また、施設が個別に募集等を行っても実績に結び付かないとすれば、市が主体的に募集等して雇用に結びつける等により積極的施策を講じていく必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業は、平成 29 年度から実施した国庫補助事業であり、予算編成については、各施設への意向確認に基づき行っていますが、各施設が対象となる人員の募集を新たに行っても、実際の雇用には至らないといった理由により、本事業の予算に対する利用率が向上していないものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本事業の対象となる者は、各事業者が求める賃金や勤務日数などの条件のもとに雇用するものであるため、市が一律の基準により募集等を行うことは困難であると考えております。</p> <p>このため、今後も引き続き、各施設に対して本事業の浸透を図りながら、事業の利用率向上に努めたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(94 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(医療機関の状況調査について (病児・病後児保育事業費))</p> <p>C病院はもちろんのこと、Bクリニックも利用児童数の伸びが低調となっている。市は、その原因を調査、分析し、利用率の改善につなげる必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>利用者数の伸びが低調となっている原因について、調査・分析をしていなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>病児・病後児保育事業は、病氣中または病氣の回復期で集団保育が困難であり、保護者の勤務等の理由から家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象にしているため、事業効果を利用率で判断することは困難ですが、利用したい市民が利用できるように、今後も、各施設の利用状況を的確に把握しながら、市民の方に対し、適切な利用が図られるよう、当該事業の周知徹底に努めます。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
	是正または改善を要する事項
○	意見または要望とする事項
	措置できない理由等
<p>(94 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(実績報告の確認について (病児・病後児保育事業費))</p> <p>対象医療機関からの実支出額項目に関する踏み込んだ資料の確認はしていない。適切な支出がなされているか確認するために、予算や前年度金額と比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査すること等が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>子ども・子育て支援交付金の実績報告においては、対象経費の実支出額を記載しておりますが、費用項目ごとの詳細な経費の資料については、対象医療機関へ提出を求めていなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>費用項目ごとの詳細な経費の資料の提出を求めることについては、対象医療機関の事務負担にも配慮しながら、実績報告において前年度と比較し、支出額の増減が大きい項目については、必要に応じて確認を行うこととし、現行の事務処理を継続するものです。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(96 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(認可定員超過について(私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費))</p> <p>定員超過にある保育所は、保育所利用者にとって立地などのメリットがあるため集中していると考えられ、施設の設備数や職員数が基準を充足している状況、また、将来的に少子化傾向にあることから安易に利用定員を増やすこともできない現状ではあるが、形式的には、認可定員超過になっていることも踏まえ、認可定員超過の考え方を再整理することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>施設型等給付費を受給する私立保育所などの特定教育・保育施設等については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、定員の範囲内で教育・保育を提供することが原則とされていますが、一方で、年度中における需要の増大に対応する場合などは、この限りではないとされており、市内数箇所の私立保育所等においては、定員を超過した利用となっています。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>今後も、各地域における保育ニーズを勘案しながら、私立保育所等の利用にあたっては、各地区保健福祉センターにおいて、出来るだけ定員の範囲内での利用となるように努めます。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(102 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(随意契約の理由と今後の対応について(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>理由を再検討した上で不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、既存の児童クラブも含め公募等の方式の検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>児童クラブの新規開設時にあたっては、実施事業者の公募を行い、利用予定の保護者も審査員として加わっていた審査会を開催の上、決定された事業者と随意契約しているところです。</p> <p>また、既存の児童クラブにおける契約相手方については、実際に各児童クラブを利用する保護者が第一義的に選定してきた経過も踏まえ、これまで随意契約としてきたところではありますが、その理由について、より具体的かつ明確な記載が不足していたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本市の放課後児童健全育成事業は、その実施場所により①公設(学校余裕教室や学校敷地内プレハブ等の市が整備した場所)と②民設(民間保育所や民間幼稚園等の民間施設内)に区分されるものでありますが、①については、その学校に通学する児童の保護者で構成される団体やその保護者が選定した団体が運営することにより、事業目的を効果的に達成できるものであり、②については、同施設の設置者が運営することが最も効率的であります。</p> <p>以上の内容について、令和元年度の契約時より、随意契約理由として記載したうえで、現行の取扱いを継続してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(103 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(条例の遵守について(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>イ) 面積基準の遵守</p> <p>面積基準に関しては、附則で当分の間努力義務としているが、市は、今後も利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保、新規の施設整備等を行うが、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>放課後児童クラブの新たな整備にあたっては、利用児童数の現状に加え、各小学校における将来の児童数の推移見込み、地域の需要動向等を総合的に勘案し、計画的な整備に努めているところですが、一部の児童クラブにおいて、利用ニーズが急激に高まるなど、受入人数が増加傾向となっているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>今後においては、既存の児童クラブの利用状況等を的確に把握するとともに、各小学校における将来の児童数の推移等を総合的に判断し、受入人数の適正化に向け、新規の施設整備等を進め、面積基準の遵守に努めて参ります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(103 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (条例の遵守について(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>ロ) 支援の単位に関する基準の遵守</p> <p>支援の単位に関しても、附則で当分の間市長がやむを得ないとするときは、この限りではないとされているが、今後、イ) 面積基準の遵守と同様な対策を取る他、1 クラブの中をパーティションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>放課後児童クラブの新たな整備にあたっては、利用児童数の現状に加え、各小学校における将来の児童数の推移見込み、地域の需要動向等を総合的に勘案し、計画的な整備に努めているところですが、一部の児童クラブにおいて、利用ニーズが急激に高まるなど、受入人数が増加傾向となっているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>今後においては、既存の児童クラブの利用状況等を的確に把握するとともに、各小学校における将来の児童数の推移等を総合的に判断し、一支援単位の受入人数の適正化に向け、新規の施設整備等を進めて参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(104 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(開所する日数の増加について(放課後児童健全育成事業費))</p> <p>開所日数が 280 日以上の児童クラブは全国的に約 7 割を超えている。したがって、280 日を下回る児童クラブに対しては、保護者等のニーズ、委託先の状況を確認した上で、積極的に日数増加の働きかけを行う必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>各児童クラブにおける開所日数については、各運営主体において、利用者ニーズを把握した上で、設定されているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>開所日数の増加については、引き続き利用者ニーズを的確に把握するとともに、各児童クラブの職員体制も踏まえながら、対応して参りたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(107 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(随意契約の理由と今後の対応について(ファミリー・サポート・センター事業費))</p> <p>現状の随意契約の中の「市内で唯一の事業者」という理由は再検討する必要があり、再検討した上でも理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、公募等の方式の検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該事業者は、児童に対する知識や対応に対する十分な実績及び会員のニーズや子供の状況に熟知しており、マッチング調整のノウハウが備わっていることから、相互援助活動の迅速な調整が図られていることに加え、ファミリー・サポート・センターとしての窓口環境を整備しているのは、市内に当該事業者のみであることから随意契約としての要件を具備していると認識しているものですが、理由の内容が、具体的に且つ明確に記載されていなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、契約時における随意契約の理由を、具体的に且つ明確に記載し、適切に対応してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(109 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (周知の方法について (ファミリー・サポート・センター事業費))</p> <p>特に基本事業に関しては、会員数及び相談件数とも横ばいの状況であり、今後も地元自治会等への呼びかけも含め、周知活動を継続的に行っていく必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>会員数及び相談件数が横ばいの状況ではありましたが、利用者拡大を目指し、これまでも、広報・ホームページ、ラジオ等を活用し、協力会員の確保を呼びかけてきたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>これまでも、協力会員の確保を目指し、広報・ホームページ、ラジオ等を活用した呼びかけを行ってきたところですが、今後も更なる会員確保を目指し、周知活動を継続的に行ってまいります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(110 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (指定管理者の財務内容について(こども元気センター管理運営費))</p> <p>平成 30 年度における第 4 四半期の指定管理料は、事業団からの要請により前倒しで繰上げ支出を行っている。資金ショートを回避するためのものである。このような状況において、令和元年度以降の指定管理者の選定において、公募したものの、応募者は当該事業団のみであった。選定に当たっては、採点項目の団体の概要等において、財務状況は良好なものであるかというものがある。財務状況の判断は、配点も低く決定要因としてはあまり重要視されていないように見受けられるが、財務内容、事業の継続性について、選定時に十分議論する必要があった。また、今後の財務内容の推移に関しては、十分モニタリングする等の対応が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者の選定における評価基準としては、事業計画における内容に重点を置いています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度以降の指定管理者の選定において、公募したものの、応募者は当該事業団のみであったため、当該事業団を管轄する保健福祉課からも、財務状況や事業の継続性についてヒアリングしており、今後は、実績報告時に財務内容の推移について確認するとともに、事業者選定時において、公募団体の財務状況にも配慮し、選定を行っていくこととします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(111 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (こども元気センターの事業実施区分について (地域子育て支援拠点事業費))</p> <p>こども元気センターも実質的には児童館・児童センター、本事業においても「連携型」区分と考えられ、事業実施区分の再検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>厚生労働省が定める「地域子育て支援拠点事業実施要綱」上、連携型の実施場所は「児童館・児童センター」と明記されており、こども元気センターは「児童館・児童センター」ではないことから、連携型ではなく、一般型として区分しているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>厚生労働省が定める「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の趣旨等を踏まえ、今後とも適切に対応してまいります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和2年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(113 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(地区ごとの支援拠点のバランスについて(地域子育て支援拠点事業費))</p> <p>比較的乳幼児が多い平地区は、児童館等の施設がないため、指定管理者事業としての子ども・子育て支援業務はない。現状、市は本事業の支援拠点を主たる地区ごとに1拠点としているが、利用者の日常の交通の便や地区内でのその他の子ども・子育て支援事業の実施状況等も勘案した上で、本事業における地区ごとの支援拠点のバランスについても再検討することが必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業につきましては、令和2年6月現在、市内5か所(5地区)で実施しておりますが、「常磐・遠野地区」及び「小川・川前地区」の2地区においては、未実施となっているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>令和2年6月現在、事業が未実施の2地区につきましては、隣接地区の施設や地区保健福祉センターに配置されている子育てコンシェルジュ、社会福祉協議会が実施する子育てサロン等の代替事業においてカバーがなされているものと考えており、今後につきましても、様々な子ども・子育て支援事業の実施状況等を踏まえながら、利用者の個別ニーズに沿った支援の提供に向け、地区ごとの支援拠点のバランスについて検討してまいります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(115 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(児童厚生施設の管理及び運営に関する規則について (児童館施設管理運営費))</p> <p>今後、市の児童館・児童センターは、未就学児 (0 歳から 2 歳) への対応とその保護者への対応を中心とする方向性が示されている。また、指定管理業務仕様書では、子ども・子育て支援事業に関し明瞭な記載となっている。したがって、規則の第 2 条及び第 3 条についても、その方向性を受け明瞭な記載とする検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 30 年度児童館運営委員会において、市の児童館・児童センターは、未就学児 (0 歳から 2 歳) への対応とその保護者への対応を中心とする方向性が示されたところですが、規則第 3 条第 3 号において、未就学児 (0 歳から 2 歳) については、指定管理者が認めれば利用できることから、規則への明瞭な記載をするという内容の認識には至っていないものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>今後も児童館運営委員会や社会福祉審議会児童福祉専門分化会において「児童館の今後のあり方」について協議を進めていくものであり、現段階では、現行の規則の規定により運用を図っていくこととするものです。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(117 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(公立保育所の収支管理について(公立保育所管理経費及び公立保育所事業費))</p> <p>今後、保育所の民営化や少子化・老朽化による統廃合を検討する際にも、保育所ごとの採算管理は重要な判断材料になると考えられることから、各保育所の収支管理を行い、保育事業の効率的な施策を検討することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公立施設という性質から市街地から中山間部まで設置しており、施設規模や入所児童数も異なることから、市内 33 施設 (1 施設は休止中) ごとの収支管理を行う必要性について認識していなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>保育所の民営化や少子化・老朽化による統廃合の検討については、施設ごとの採算管理ではなく、いわき市子ども・子育て支援事業計画の需給計画に基づき、市全体のニーズ等により整理していきたいと考えております。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(129 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (未執行予算額について(一時預かり事業費補助金(幼稚園型・新制度分)))</p> <p>直近では、利用実績が増加傾向にはあるものの、まだ予算額と大幅乖離が見られ、この傾向が続くならば、当事業の予算減額を行い他事業に予算充当する検討も必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本国庫補助事業は、施設型給付費を受給する幼稚園や認定こども園の1号認定子どもに係る預かり保育の実施に要する費用の一部又は全部を補助するものですが、同様の補助金として、県が実施する補助事業もあり、対象となる各園は、そのどちらかを選択することが可能なものとなっています。</p> <p>このため、本事業の予算編成にあたっては、事前に各園の意向を調査し、出来るだけ正確な予算を積算するように努めているところですが、本事業における補助額の考え方が複雑であるため、各園の意向が変更となることがあり、予算額と実績額との乖離が大幅になっているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>引き続き、本事業における補助額の考え方等の周知を図りながら、各園に対する意向調査の確度を高め、適切な予算編成となるように努めます。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(137 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(過誤納返還金を減少させる対応策について (国県支出金等過誤納返還金))</p> <p>今後、市として、受給者数変動の傾向を分析し、より正確な額で追加交付申請を行い、過誤納返還金の減少に努める対応を図っていくことが必要である。また、市負担金については、概算交付額より実績報告額が 18,288 千円上回った状況であり、補助金概算交付申請時の算定を適切に行うことによって、適切な予算の策定ができるものとする。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>毎年度の決算額の変動幅が大きく、正確に算出することが困難であるためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本市の児童手当事業費は約 5,000,000 千円であり、過誤納還付金は、事業費の約 1% となっております。</p> <p>今後も、受給者数変動の傾向を分析し、より正確な額で追加交付申請を行い、過誤納返還金の減少に努めてまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(146 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (不妊専門相談センターの設置について(不妊治療費助成事業費))</p> <p>市では、監査日現在未設置の状況である。国では、単独での設置が困難な場合、県と協力・連携して実施する方法もあるとしているが、何時でも身近に相談できる場所として、市単独でのセンターの設置が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>令和元年度から県で不妊専門相談センターを設置したところであり、市単独での設置は見送ったものですが、より相談の充実を図るためのご意見と受け止めております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>県の不妊相談専門センターが設置され、本市の市民も利用ができることから、遠方ではあるものの、専門相談先が拡充された状態にあります。</p> <p>県での昨年度相談件数は、実 16 件、延 19 件であったことから、今後の利用状況の推移、申請や相談時にニーズの把握等に努めながら、本市における設置について引き続き検討して参ります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (令和元年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(148 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について (未受診者のモニタリングについて(妊産婦健康診査事業))</p> <p>一定の基準を決めて未受診者のデータの抽出とモニタリングを行う意義はあると考えられ、その中で受診が不連続となっているケース等については、受診勧奨の対応が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>妊娠期の健康管理のため未受診者のモニタリングを行い、適切な指導の実施により安全な出産につなげる必要性を考慮してのご意見と受け止めております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>妊婦健康診査の未受診者の状況を見てみると、転出者や県外の医療機関での受診(償還払いの申請なし)のほか、ほとんどが後に出生児の確認が取れず流産等の可能性がある方でした。</p> <p>また、受診間隔が空いたり、定期的な受診がなされていない方の抽出については、現在のシステム上困難となっております。</p> <p>そこで、母子健康手帳交付時には妊婦健康診査の重要性を説明し、理解を深め、受診が滞らないよう支援いたします。また、アセスメントを丁寧に行いハイリスク妊婦への早期支援を行っていきます。</p> <p>また、今後も未受診者については年間データを抽出し出生状況等の確認を行い、状況把握に努めてまいります。</p>